

株主各位

## 第92期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kawamoto-sangyo.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さんに提供したものとみなされる情報です。

川本産業株式会社

# **業務の適正を確保するための体制**

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

## **(1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制**

当社の取締役は、常に法令及び定款遵守を念頭において行動し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令及び定款違反行為を未然に防止する。また、他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することとする。

## **(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社の取締役の職務の執行にかかる情報については、「取締役会規程」に基づき議事の経過の要領及びその結果として議事録に記載又は記録し、所定の手続きを経た上で、当会社に10年間備え置くものとする。又、その他の重要な事項は、「文書管理規程」に基づき保管及び管理するものとする。

## **(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

①当社の経営方針において、コンプライアンスを重視しており、常に適法性・効率性を念頭に置き、リスクの抽出及び管理体制の強化

に努め、財務・法令・情報管理（個人情報保護を含む）関連のリスクは管理本部、製品に関するリスク情報は品質保証室など、それぞれの責任担当部門で情報の集約を行い、重要事項については、代表取締役に報告を行うとともに、取締役会で対応の協議を行ない、必要に応じ顧問弁護士を含む外部のアドバイスを得た上で、迅速で正確な対応に努めるものとする。

②リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部

アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行ない、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

③今後、更に潜在的な経営リスクの洗い出しを行ない、緊急性・重要度を測定の上で、対応策の協議を行ない、一層のリスク管理体制の強化に努めるものとする。

## **(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①本体制の基礎として、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、審議を経て執行決定を行う機関として取締役会を開催する。月1回の定時開催に加えて、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規定」、「職務権限規程」において

て、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

#### (5) 当社の使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①内部監査部門として執行部から独立した内部監査室を置き、業務監査と共にコンプライアンスに関する監査を行ない、使用人の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び代表取締役に報告することとする。

②取締役は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、人事総務部部長を内部通報窓口責任者とする内部通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づきその運用を行うこととする。

④監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

#### (6) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告する体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

②当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対し、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他の報告を直接又は関連部署を通じて行う。

③内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。

④前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いをすることを禁じる。

#### (7) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、生じる費用の前払い、又は債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

#### (8) 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を

除く。)からの独立性に関する事項、並びに、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

①監査等委員会の職務を遂行する上で補助すべき使用人が必要な場合は、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行ない、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

②監査等委員会補助者は、その独立性、実行性、実効性に疑義を生じさせる業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### （9）当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①「関係会社管理規定」及び「関係会社管理細則」を定め、当該規程等において各子会社を主管する担当部門のほか、各子会社が当社に対して報告並びに事前承認を求めるべき事項を明確化し、子会社から当社への報告体制を整備するとともに、子会社に関する一定の重要な事実については当社の取締役会においても審議する。

②子会社においてリスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に

従ったリスク管理体制を構築する。

③子会社において「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるここととする。

④子会社に、原則として当社から取締役及び監査役を派遣して業務執行の適正と監督機能の実効性を確保する。

⑤当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して適切な管理体制を構築する。

⑥当社と当社の親会社及び子会社から成る企業集団に属する会社との取引は、法令・会計原則・社会規範に照らし適正且つ適切に行う。

#### （10）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令に対する適合性を確保するものとする。

#### （11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①当社は、コンプライアンスを重視しており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、断固たる姿勢で関係排除に取り組むこととしております。

②反社会的勢力による不当要求事案の発生時は、管理本部人事総務部を対応部署として、必

要に応じて警察や顧問弁護士等と緊密に連絡をとり、速やかに対処できる体制を構築しております。外部専門機関の「大阪府警東警察署管内企業防衛対策協議会」に加盟し、定期的及び随時連絡をとり、反社会的勢力からの働きかけに対する適切な対応方法の指導・アドバイスを受けております。また、同協議会の研修会に参加することで、各種関連情報の収集に努めています。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は合計16回、監査等委員会は合計14回開催いたしました。

②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき当社の各部門の業務執行における内部監査を実施いたしました。

以 上

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から )  
2022年3月31日まで

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	883,000	1,148,407	2,918,675	△74,457	4,875,625
会計方針の変更による累積的影響額			△17,729		△17,729
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	883,000	1,148,407	2,900,946	△74,457	4,857,896
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△69,546		△69,546
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			642,619		642,619
株主資本以外の項目の当期变動額（純額）					
当 期 变 動 額 合 計	—	—	573,073	—	573,073
当 期 末 残 高	883,000	1,148,407	3,474,020	△74,457	5,430,969

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	336,975	△42,972	144,004	438,008	50,002	5,363,636
会計方針の変更による累積的影響額						△17,729
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	336,975	△42,972	144,004	438,008	50,002	5,345,906
当 期 变 勤 額						
剩 余 金 の 配 当						△69,546
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						642,619
株主資本以外の項目の当期变動額（純額）	△148,729	153,777	32,491	37,539	8,751	46,290
当 期 变 勤 額 合 計	△148,729	153,777	32,491	37,539	8,751	619,364
当 期 末 残 高	188,245	110,805	176,496	475,547	58,753	5,965,271

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3 社

主要な連結子会社の名称 浙江川本衛生材料有限公司

ニシキ株式会社

株式会社サカキ L & E ワイズ

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、浙江川本衛生材料有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

尚、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

#### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 主として定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
在外連結子会社は、主として定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～50年 |
| 機械及び装置    | 3～7年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ・自社利用のソフトウェア  
・上記以外のもの
- 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法  
定額法
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
- 一部の子会社取締役の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規にもとづく期末要支給見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社ではメディカル事業・コンシューマ事業において、衛生材料や感染管理製品、口腔ケア製品、育児用品、手術関連製品等の幅広い商品及び製品を販売しております。これら商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品の引渡時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識

しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社及び連結子会社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客との契約における対価に、値引やリベート等の変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

販売促進費や売上割引等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

## (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次の通りであります。

#### (退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### (数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

##### ・数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

##### ・過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

##### ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用

税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、従来、販売費及び一般管理費に計上していた、販売促進費等の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

加えて、従来、顧客との契約における対価に、値引やリベート等の変動対価が含まれている場合には売上割引当金を計上していましたが、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が583,271千円、売上原価は529,077千円、販売費及び一般管理費が34,201千円、営業外費用が13,432千円減少したこと、売上総利益が54,194千円、営業利益が19,993千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が6,560千円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が17,729千円減少しております。

さらに、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」は当連結会計年度より「返金負債」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

#### (表示方法の変更)

##### 連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「電子記録債務」（前連結会計年度902,102千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

建物	203,931千円
構築物	3,522千円
機械及び装置	632千円
工具、器具及び備品	0千円
土地	376,519千円
投資有価証券	188,923千円
<u>計</u>	<u>773,529千円</u>

###### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	595,600千円
<u>長期借入金</u>	<u>263,630千円</u>
<u>計</u>	<u>859,230千円</u>

<b>2. 有形固定資産の減価償却累計額</b>	4,594,159千円
<b>3. 電子記録債権割引高</b>	242,176千円
<b>4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高</b>	16,190千円

### (連結損益計算書に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	6,000,000株	一株	一株	6,000,000株

(注)発行済株式の総数の増減はありません。

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	69,546	12.00	2021年3月31日	2021年6月23日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	81,137	14.00	2022年3月31日	2022年6月22日

### **3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項**

該当する事項はありません。

## **(金融商品に関する注記)**

### **1. 金融商品の状況に関する事項**

当社は、資金運用については短期的な預金や随時出し入れ可能な元本割れのない有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは市場リスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### **2. 金融商品の時価等に関する事項**

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。((注2)を参照下さい。)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	435,963	435,963	—
資産計	435,963	435,963	—
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(3,092,363)	(3,092,885)	(522)
(3) リース債務	(6,778)	(6,574)	(△203)
負債計	(3,099,141)	(3,099,460)	(318)

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

- (注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「有価証券」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「関係会社短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものと考えられることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	43,075

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	424,395	—	—	424,395
資産計	424,395	—	—	424,395

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は11,568千円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	3,092,885	3,092,885
リース債務	—	—	6,574	6,574
負債計	—	—	3,099,460	3,099,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

**(収益認識に関する注記)**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	メディカル 事業	コンシューマ 事業	
国内製造事業	7,859,284	1,989,012	9,848,296
国内卸売事業	—	19,162,306	19,162,306
海外事業	759,871	—	759,871
その他の事業	—	321,143	321,143
顧客との契約から生じる収益	8,619,155	21,472,461	30,091,616
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,619,155	21,472,461	30,091,616

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形及び売掛金 電子記録債権	4,867,183 3,717,008
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形及び売掛金 電子記録債権	4,895,173 4,212,012
契約負債（期首残高） 前受金	90,592
契約負債（期末残高） 前受金	16,190

契約負債は、主に、商品又は製品の引き渡し時に収益を認識する海外顧客との販売契約において、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において、契約負債が74,402千円減少した主な理由は、収益の認識による前受金の減少です。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,019円15銭
2. 1株当たり当期純利益 110円88銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
				配当積立金	引当金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	883,000	1,192,597	1,192,597	86,100	5,000	1,000,000	1,687,699	2,778,799
会計方針の変更による累積的影響額							△17,729	△17,729
会計方針の変更を反映した当期首残高	883,000	1,192,597	1,192,597	86,100	5,000	1,000,000	1,669,970	2,761,070
当期変動額								
剰余金の配当							△69,546	△69,546
当期純利益							781,190	781,190
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	711,644	711,644
当期末残高	883,000	1,192,597	1,192,597	86,100	5,000	1,000,000	2,381,614	3,472,714

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△74,457	4,779,938	336,800	336,800	5,116,739
会計方針の変更による累積的影響額		△17,729			△17,729
会計方針の変更を反映した当期首残高	△74,457	4,762,209	336,800	336,800	5,099,009
当期変動額					
剰余金の配当		△69,546			△69,546
当期純利益		781,190			781,190
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△147,793	△147,793	△147,793
当期変動額合計	—	711,644	△147,793	△147,793	563,850
当期末残高	△74,457	5,473,853	189,006	189,006	5,662,860

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等以外のもの
  - ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
  - ・商品、製品、仕掛品、原材料
  - ・貯蔵品

評価基準は原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

総平均法

最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 3～7年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア
- ・上記以外のもの

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法  
定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法)

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社ではメディカル事業・コンシューマ事業において、衛生材料や感染管理製品、口腔ケア製品、育児用品、手術関連製品等の幅広い商品及び製品を販売しております。これら商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品の引渡時点で顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客との契約における対価に、値引やリベート等の変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映しております。

販売促進費や売上割引等の顧客へ支払われる対価がありますが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、従来、販売費及び一般管理費に計上していた、販売促進費等の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

加えて、従来、顧客との契約における対価に、値引やリベート等の変動対価が含まれている場合には売上割戻引当金を計上していましたが、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が583,271千円、売上原価は529,077千円、販売費及び一般管理費が34,201千円、営業外費用が13,432千円減少したことで、売上総利益が54,194千円、営業利益が19,993千円、経常利益及び税引前当期純利益が6,560千円それぞれ減少しております。また、当事業年度の期首において、利益剰余金が17,729千円減少しております。

さらに、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」は当事業年度より「返金負債」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱に従つて、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物	203,931千円
構築物	3,522千円
機械及び装置	632千円
工具、器具及び備品	0千円
土地	376,519千円
投資有価証券	188,923千円
<hr/> 計	773,529千円

##### (2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	595,600千円
長期借入金	263,630千円
<hr/> 計	859,230千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,777,962千円

#### 3. 電子記録債権割引高 240,011千円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 短期金銭債権	12,928千円
(2) 短期金銭債務	22,230千円

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

#### (1) 営業取引による取引高

売上高	60,417千円
売上原価	595,272千円
販売費及び一般管理費	35,734千円

#### (2) 営業取引以外の取引

受取利息	1,275千円
支払利息	4,469千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	204,480株	一株	一株	204,480株

(注) 自己株式の総数の増減はありません。

## (金融商品に関する注記)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。  
なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	1,606,387

## (収益認識に関する注記)

### 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の（収益認識に関する注記）と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (税効果会計に関する注記)

### 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	200,619 千円
賞与引当金	46,156
売上割戻引当金	72,196
貸倒引当金	7,541
棚卸資産評価損	3,781
資産除去債務	8,338
減価償却限度超過額	3,741
減損損失	2,378
ゴルフ会員権評価損	11,574
その他	16,019
繰延税金資産小計	372,349
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,672
評価性引当額	△30,672
繰延税金資産合計	341,676

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△79,502 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,997
繰延税金負債合計	△82,499
繰延税金資産の純額	259,176 千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社

会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
エア・ウォーター 株式会社	被所有 直接 50.14%	資金の借入 当社製品の販売	資金の借入 (注1)	5,224,093	関係会社 短期借入金	1,294,000
			資金の返済 (注1)	4,980,093		
			利息の支払	4,469		

## 2. 子会社

会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
ニシキ株式会社	所有直接 100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任3名	資金の貸付 (注2)	—	関係会社 長期貸付金	290,000
			利息の受取	1,275		

## 3. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 短期資金の借入及び返済については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、隨時、借入及び返済が可能なものです。なお、利率は 市場金利を勘案して決定しております。また、担保は提供しておりません。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 977円11銭
2. 1株当たり当期純利益 134円79銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。